

食品表示に関する相談対応について

平成27年4月から食品表示法が施行され、事業者等からの食品表示に関する相談について、相談窓口を食品安全対策室に一元化し対応しています。

1 食品表示の構成

(1) 品質事項（JAS法由来の事項）

名称、原材料名、内容量又は固形量及び内容総量、食品関連事業者、遺伝子組換え食品、原料原産地名、原産国名、特色ある原材料など

(2) 衛生事項（食品衛生法由来の事項）

名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、添加物、製造所名、アレルギー、遺伝子組換え食品、放射線照射など

(3) 保健事項（健康増進法由来の事項）

栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの量）及び熱量、特定保健用食品、機能性表示食品など

2 相談件数（H27. 9月末時点）

	品質事項	衛生事項	保健事項	その他	合計
件数	145	101	57	94	285
項目数	196	154	73	118	541

3 普及啓発

(1) 事業者向け

食品表示法の概要について、食品衛生責任者研修会のテキストに掲載するとともに、事業者団体の主催する講習会等で説明した。

(2) 消費者向け

県政出前講座に「適正な食品表示による安心確保」をテーマとして設定し、食品表示制度について説明した。